

滋賀県土地収用事業認定審議会条例第8条の規定に基づき、本審議会に係る会議の公開・非公開は、審議会運営規程や滋賀県情報公開条例に基づき以下のとおり取り扱うこととする。

## 会議の公開・非公開の取り扱い（案）

### 滋賀県土地収用事業認定審議会

滋賀県土地収用事業認定審議会運営規程第3条に係る会議の公開については、次のとおり取り扱うものとする。

#### 1 会議の公開・非公開（全部または一部）について

会議の公開・非公開の判断については、審議前に、審議会運営規程第3条の規定に基づき、審議会として決定する。

#### 2 答申（審議会決定事項）の公表について

答申は公表する。公表方法は、滋賀県のホームページへの掲載とする。

#### 3 議事録、議事要旨の公表について

議事録は、公表はしない。

なお、議事要旨については公表するものとし、公表方法は、滋賀県のホームページへの掲載とする。

#### 4 情報公開請求への対応について

審議会での意思決定後、審議会運営規程等により県がホームページにて公表した情報以外のものについては、滋賀県情報公開条例第6条の規定に基づき、取り扱う。

令和5年 月 日決定

### ＜参考＞

#### ○滋賀県情報公開条例（抜粋）

（公文書の公開義務）

第6条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

（5） 県の機関ならびに国、独立行政法人等、他の地方公共団体および地方独立行政法人の内部または相互間における審議、検討または協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれまたは特定の者に不当に利益を与え、もしくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

#### ○滋賀県情報公開条例の解釈運用の手引（抜粋）

3 「率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」がある情報とは、公にすることにより、外部からの干渉、圧力等を招き、当該審議等における率直な意見の交換または意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある情報をいいます。

6 「率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」、「不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれ」または「特定の者に不当に利益を与え、もしくは不利益を及ぼすおそれ」があるかどうかの判断は、「不当に」との文言を付していることから、審議、検討等の途中の段階の情報を公にすることの公益性を考慮してもなお、適正な意思決定の確保等への支障が見過ごしできない程度のものをいいます。

また、当該情報の性質に照らし、公開することによる利益と非公開することによる利益を比較衡量した上で判断する必要があります。

7 合議制機関の規程や議決などにより会議の非公開を定めている場合であっても、当該会議の審議資料、会議録等が必ずしも非公開になるものではなく、個別具体的に、本号の要件に該当するか否かを判断する必要があります。

8 審議、検討等に関する情報は、意思決定が行われた後は、本号の非公開情報に該当することは少なくなるものと考えられますが、当該意思決定が政策決定の一部の構成要素であったり、当該意思決定を前提として次の意思決定が行われる場合もあり得ることから、このような場合は、意思決定後であっても、政策全体の意思決定または次の意思決定に関して本号の該当性を検討する必要があります。